

「くらし・行政困りごと相談」を開設します

九州管区行政評価局では、「行政相談週間」行事として、行政相談制度を広く国民に利用していただくため、国の行政機関、県及び市や弁護士会、司法書士会等と協働して、くらしの中のいろいろなお困りごとにワンストップで応じる「くらし・行政困りごと相談」を久留米市、北九州市、福岡市、苅田町、筑後市及び田川市の福岡県内6か所(実施順に記載)で開設します。

〈ご相談の例〉

- ◇故人名義の不動産の名義変更の方法は？ ◇多重債務に悩んでいる。
- ◇相続税の手続きの方法は？ ◇遺言書の作成、成年後見人の選任について
- ◇年金の受給資格期間が足りない。◇離婚時の年金分割について教えてほしい。
- ◇DV、ストーカー被害で困っている。◇その他、行政に対する意見・要望 など

「くらし・行政困りごと相談」の開設計画（開設日順）

日 時	開 設 場 所	参 加 機 関 ・ 団 体
10月6日（木） 10時30分～14時30分 （受付終了）	久留米シティプラザ 4階 中会議室 （久留米市六ツ門町8-1）	法務局、財務支局、国税局、年金事務所、警察署、久留米市、弁護士会、税理士会、司法書士会、公証役場、行政相談委員、行政評価局 12 機関・団体
10月14日（金） 10時30分～15時30分 （受付終了）	小倉井筒屋 新館9階 パステルホール （北九州市小倉北区船場町1-1）	法務局、財務支局、税関、国税局、年金事務所、福岡県、警察署、北九州市、弁護士会、税理士会、司法書士会、行政相談委員、行政評価局 13 機関・団体
10月19日（水） 10時30分～15時30分 （受付終了）	JR博多シティ 10階 会議室 （福岡市博多区博多駅中央街1-1）	法務局、入国管理局、財務支局、税関、国税局、労働局、年金事務所、福岡県、警察署、福岡市、弁護士会、税理士会、司法書士会、公証役場、行政相談委員、行政評価局 16 機関・団体
10月25日（火） 10時30分～14時30分 （受付終了）	三原文化会館 1階 大ホール （京都郡苅田町富久町1-19-1）	財務支局、国税局、年金事務所、警察署、苅田町、弁護士会、司法書士会、行政相談委員、行政評価局 9 機関・団体
10月28日（金） 10時30分～14時30分 （受付終了）	筑後市中央公民館（サンコア） 2階 第6講習室 （筑後市大字山ノ井899）	法務局、財務支局、国税局、年金事務所、警察署、筑後市、弁護士会、司法書士会、行政相談委員、行政評価局 10 機関・団体
11月2日（水） 10時30分～14時30分 （受付終了）	田川市役所 1階 大会議室 （田川市中央町1-1）	法務局、財務支局、国税局、年金事務所、警察署、田川市、弁護士会、司法書士会、行政相談委員、行政評価局 10 機関・団体

（注）弁護士による法律相談は、一人30分以内とさせていただきます、受付数に限りがあります。

☆ この他に、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政相談週間行事として、福岡県（長崎県壱岐市・対馬市を含む。）内の市町村において、定例行政相談所や特設行政相談所を開設します。こちらも、無料で、予約不要、秘密は厳守されます。詳しくは行政相談課までお問い合わせください。



行政苦情110番(全国統一番号)
おこまりならまる まるくじょーひゃくとおぼん
0570-090110

（連絡先）行政相談課長 中村 修一
（電 話）092-431-7082（直通）